藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の作成にあたって

1. 作成に当たっての留意事項

- (1)子ども・子育て支援法の基本理念及び国が定める「基本指針」を踏まえる。
- (2)幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業等の現在の利用状況+利用希望(需要)及び子どもと家庭を取り巻く環境等を把握し、考慮する。
- (3)藤井寺市次世代育成支援行動計画「後期計画」の進捗状況を考慮する。

2. 事業計画のイメージ

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援等の需給計画 (計画は全都道府県及び全市町村が作成する。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要(就学前と小学生の子どもの保護者)

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

ニーズ調査 を実施

藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

※幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、 「量の見込み」(現在の施設・サービスの利用状況+利用希望) 及びその「確保方策」(内容+実施時期)等を掲載

計画的な整備体制を図る

教育・保育給付や地域子ども・子 育て支援事業の充実に向けて

給付・事業の対象

【給付 子ども・子育て支援給付】 認定こども園、幼稚園、保育所、 小規模保育、家庭的保育 等 【事業 地域子ども・子育で支援事業】 利用者支援、時間外保育事業、放課後 児童健全育成事業、子育で短期支援事 業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援 訪問事業、地域子育で支援拠点事業、 一時預かり事業、病児保育事業 等

3. 事業計画の作成に関する基本的記載事項

(1)教育・保育提供区域の設定

- •「量の見込み」や「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定。
- •「教育・保育提供区域」設定の趣旨及び内容、各区域の状況等を定める。
- ・市内全域、隣接小学校区をあわせて鉄道や幹線道路で分区などを想定。
- ・地域の実情に応じて、「認定区分」や「地域子ども・子育て支援事業」ごとに設定することが可能。

(2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

- ・市全域及び(1)の教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。
- ・市内に居住する子どもについて、現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の「利用状況」+ 「利用希望」を踏まえて設定。
- ・保育の必要性の認定区分ごとに設定することが基本。なお、保育の必要量については、長時間認定と短時間 認定の2区分となる。

(認定区分 — 定義)

- ●1号認定 ― 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
- ●2号認定 ― 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- ●3号認定 ― 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

(3)実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期(確保方策)」を定める。
- ・現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を踏まえた上で設定。

(イメージ)

A区域		1年目			2 年目			3 年目			• • •
		1号 (3-5歳教育の み)	2 号 (3-5 歳保育の 必要性あり)	3 号 (O-2歳保育の 必要性あり)	1号 (3-5歳教育の み)	2 号 (3-5 歳保育の 必要性あり)	3 号 (O-2歳保育の 必要性あり)	1号 (3-5歳教育の み)	2 号 (3-5 歳保育の 必要性あり)	3 号 (O-2歳保育の 必要性あり)	•••
1	*量の見込(必要利用 定員総数)	300 人	200 人	200 人	300 人	200 人	200 人	300 人	200 人	200 人	
②確保の内容	認定子ども園、 幼稚園、保育園 (教育・保育施 設)	300 人	200 人	80 人	300 人	200 人	150 人	300 人	200 人	150 人	
	地域型保育事業			20 人			30 人			50 人	
2-1		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	•••

(4)地域の子ども・子育て支援事業の量の見込み

・原則として、(2)と同様に設定。以下該当事業一覧。

- 〇地域子育て支援拠点事業 〇妊婦健診 〇乳児家庭全戸訪問事業
- ○養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ○子育て短期支援事業 ○ファミリー・サポート・センター事業
- 〇一時預かり 〇延長保育事業 〇病児・病後児保育事業 〇放課後児童クラブ
- ・利用希望把握調査(アンケート調査)及び各種統計資料等を把握、勘案して、「量の見込み」を算出し、計画期間内における「目標事業量」を設定する。

(5)実施しようとする地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

・原則として、(3)と同様に設定

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)	
①量の見込み	100人(3か所)	100人(3か所)	100人(3か所)	•••
②確保の内容	100人(3か所)	100人(3か所)	100人(3か所)	• • •
2-1	0	0	0	•••

放課後児童クラブ	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)	
①量の見込み	450人(9か所)	450人(9か所)	450人(9か所)	• • •
②確保の内容	350人(9か所)	400人(9か所)	450人(9か所)	• • •
2-1	▲100人(9か所)	▲50人(9か所)	0	

※事業ごとに記載。

(6) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・幼保連携型認定こども園の普及に係わる基本的考え方
- ・幼稚園教諭と保育士の研修に対する支援等に関する事項
- ・質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割とその必要性等に係わる基本的な考え方 及びその推進方策
- ・幼稚園、保育所と小学校(幼・保・小連携)との円滑な接続の取組の推進 ほか